

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

福島県選挙管理委員会

- 福島県議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を定めた件
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第百十一号

平成二十七年十一月十五日執行の福島県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条第一項第三号の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十七年十一月五日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

選挙区	制限額	選挙区	制限額
福島市	六、三三二、六〇〇円	田村市	六、二四四、一〇〇円
会津若松市	五、九六三、〇〇〇円	南相馬市	六、三三五、八〇〇円
郡山市	六、三五七、〇〇〇円	相馬郡飯館村	六、一三二、九〇〇円
		伊達市	六、一三二、九〇〇円

いわき市	六、一六七、八〇〇円	本宮市	六、五四三、四〇〇円
白河市	六、四〇六、五〇〇円	南会津郡	五、八九四、〇〇〇円
西白河郡	六、四〇六、五〇〇円	河沼郡	五、五一一、二〇〇円
須賀川市	六、〇七二、一〇〇円	大沼郡	五、八三二、七〇〇円
岩瀬郡	六、〇七二、一〇〇円	東白川郡	六、二〇九、五〇〇円
喜多方市	五、七〇九、三〇〇円	石川郡	六、七九六、〇〇〇円
耶麻郡	五、七〇九、三〇〇円	双葉郡	六、一八三、三〇〇円
相馬市	六、八八三、一〇〇円		
相馬郡新地町	六、八八三、一〇〇円		
二本松市	五、八六〇、六〇〇円		

福島県選挙管理委員会告示第百十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八十一条に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）及び地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成二十七年十一月四日現在において、次のとおりである。

平成二十七年十一月五日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三二、一三八
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 三〇〇、八六三
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区		選挙区	選挙区
福島市	七、八、一、二、三	田村市田村郡	一、八、八、二、八
会津若松市	三、三、一、四〇	南相馬市相馬郡飯館村	一、九、七、二、五
郡山市	八、八、八、〇、四	伊達市伊達郡	二、七、九、八、七
いわき市	九、一、〇、七、四	本宮市安達郡	一、〇、六、一、六
白河市西白河郡	三、〇、一、九、九	南会津郡	八、〇、〇、八
須賀川市岩瀬郡	二、六、一、七、〇	河沼郡	六、四、七、一
喜多方市耶麻郡	二、一、七、九、八	大沼郡	七、七、二、二
相馬市相馬郡新地町	一、一、九、八、〇	東白川郡	九、二、七、五
二本松市	一、五、七、四、八	石川郡	一、一、六、三、一
		双葉郡	一、八、三、三、九